

杉生線地域旅客運送サービス継続事業
募集要領
(案)

令和6年4月

猪名川町地域公共交通会議

1. 事業の趣旨・目的

本要領は、現在、杉生線を運行している阪急バス株式会社に代わる運行事業者を選定するにあたり、企画提案を募集し、最も適切な運行予定事業者を選定することを目的とする。

2. 事業概要

- (1) 事業名 杉生線地域旅客運送サービス継続事業
- (2) 事業内容 別紙「杉生線地域旅客運送サービス継続事業実施方針」のとおり
※ 事業内容の詳細は選定した運行予定事業者と協議し決定する。
- (3) 事業期間 運行開始から令和13年3月末まで
※ 運行開始は令和6年10月1日を目途に選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

3. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 国税及び地方税（猪名川町税）の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から運行予定事業者選定の日までの期間に、猪名川町の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 阪神北地域（猪名川町、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市）に本社、支社、営業所等を有する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (6) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条に定める一般乗合旅客自動車運送事業の許可を取得している者で、(5)のエリアで一般路線（高速路線を除く）の輸送実績があること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ① 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ② 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ⑦ 暴力団及び①から⑥までに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

- (8) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4. 参加手続

- (1) 担当部署及び問い合わせ先

住 所 〒666-0292 兵庫県川辺郡猪名川町上野字北畑 11-1

猪名川町まちづくり部都市政策課

電話番号 072-766-8704 (平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分まで)

FAX 番号 072-766-8897

メールアドレス kotsu@town.inagawa.lg.jp

- (2) 本プロポーザルについて掲載しているホームページ

<https://www.~>

- (3) 公募の実施スケジュール

内 容	日 付
公告	令和 6 年 4 月 8 日(月)
質問の受付締切	令和 6 年 4 月 12 日(金)
質問の回答期日	令和 6 年 4 月 17 日(水)
参加表明書・企画提案書等の受付締切	令和 6 年 4 月 22 日(月)
プレゼンテーション実施日<予定>	令和 6 年 4 月下旬
審査結果通知<予定>	令和 6 年 5 月上旬

※ 公募終了後、令和 6 年 10 月 1 日を目途に運行を開始できるよう、選定した運行予定事業者と運行サービス内容を調整する。

- (4) 募集要領等の配布

① 配布期間：令和 6 年 4 月 8 日（月）～令和 6 年 4 月 22 日（月）

(平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分まで)

② 配布場所

上記の担当部署で配布するほか、猪名川町ホームページからダウンロードできる。

- (5) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

本事業の実施を希望する者は、以下の①～④により企画提案書他必要書類を提出すること。

① 提出期限：令和 6 年 4 月 8 日（月）～令和 6 年 4 月 22 日（月）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

② 提出場所：(1) の担当部署に提出

③ 提出方法：持参（平日午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分まで）又は郵送（書留郵便に限る。）

- ④ 提出部数：2部（正本1部、副本1部）

5. 質疑・回答

- (1) 受付期間：令和6年4月8日（月）～令和6年4月12日（金）午後5時30分必着
- (2) 質疑方法：持参のほか、郵便、FAX 又は電子メールにより、4（1）の担当部署に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式に、次の点に留意して記載すること。
- ① 件名は、「杉生線地域旅客運送サービス継続事業に関する質問」とすること。
 - ② 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること
 - ③ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和6年4月17日（水）
- (5) 回答方法：質問への回答は、4（2）の猪名川町ホームページに掲示し、個別には回答しない。※ ただし、審査内容に係る質問については回答できない。

6. 応募書類の提出

- (1) 提出書類
- ① 参加表明書
 - ② 企画提案書
 - ③ 誓約書
 - ④ 使用印鑑届
 - ⑤ 国税及び地方税（猪名川町税）の納税証明書
 - ・ 国税：未納の税額がないことの証明（その3の3）
 - ・ 地方税（猪名川町税）：滞納がないことの証明
 - ※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
 - ⑥ 提案事業者が会社・法人の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - ・ 商業・法人登記事項証明書1部
 - ※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
 - ・ 法人定款
 - ⑦ 財務諸表
 - ⑧ 営業所等所在地の記載がある会社概要（パンフレット等）
 - ⑨ 3（5）のエリアで運行していることがわかるバス路線図
 - ⑩ 道路運送法第4条一般乗合旅客自動車運送事業許可証の写し
 - ⑪ 共同企業体で参加の場合
 - ・ 共同企業体届出書兼委任状
 - ・ 共同企業体協定書
 - ⑫ 杉生線に関する情報提供依頼書（運行データ等必要ない場合は提出不要）
 - ※企画提案書作成につき、必要な杉生線の利用者データ等は、情報提供依頼があった

場合については、原則、事業者に提供する。

【提供する情報】

- ・乗降調査結果（令和元年5月、令和2年10月、令和4年11月）
- ・その他提案に必要な情報

(2) 企画提案書の作成方法

杉生線地域旅客運送サービス継続事業実施方針のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

- ① 提出された企画提案書は、本公募手続における運行予定事業者の選定以外の目的で使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、猪名川町の情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- ② 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う。
- ③ 提出された応募書類は返却しない。
- ④ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ⑤ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

7. 評価方法等

(1) 評価基準

別紙「杉生線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーションの実施

複数の提案事業者から運行区間が競合する企画提案書の提出があった場合は、プレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの時間、場所については、別途通知する。

(3) 評価方法

参加資格の確認された者から提出された企画提案書の内容について、(1)に基づいて、外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で猪名川町の職員が評価する。

(4) 運行予定事業者の選定方法

- ① 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、運行予定事業者として選定する。
- ② 最高点の者が複数の場合は、「評価基準」のうち評価項目「実施方針との整合」の点数が最も高い者を本事業の運行予定事業者として選定する。
- ③ ①、②に関わらず、総合点が60点未満の場合は、運行予定事業者として選定しない。
- ④ 全ての企画提案について、事業の目的を達成できないものであると判断したときは、運行予定事業者を選定しないものとする。
その場合は、公募要件を見直し、改めて公募のうえ運行予定事業者を選定する。
- ⑤ 参加者が1者であっても企画提案を評価し、基準を満たしていると判断した場合は、運

行予定事業者として選定する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ① 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ② 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ③ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

8. 選定結果の通知・公表

運行予定事業者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において猪名川町ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 運行予定事業者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※参加者が(選定事業者数+1)者の場合、選定されなかった参加者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

9. 契約手続き

今回の公募は、契約手続きを伴わず、運行予定事業者を決定するものである。

運行形態・サービス内容については、運行予定事業者と調整・協議し、決定していくものとする。

10. その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、猪名川町から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、猪名川町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。

杉生線地域旅客運送サービス継続事業に係る評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	配点
実施方針との整合	・ 実施方針に沿った提案がされているか	30
運営能力	・ 経営（財政）状況は健全か ・ 安定した事業実施が可能か ・ 同種・類似事業を実施しているか	10
危機管理体制	・ 事故に対する責任体制や処理体制が適切か ・ 災害発生時等緊急時の対応能力はあるか	15
運行能力 （安全・円滑な運行）	・ 人員（運転士）の配置は適切か ・ 運転士の体調管理やマナー教育がされているか	15
業務遂行能力	・ 高齢者や障がい者等への配慮がされているか ・ 車両検査対応について ・ 苦情対応体制がとられているか	15
企業努力	・ 利用見込み、想定運行損益は適切か ・ サービス向上に意欲的に取り組む姿勢があるか （運行ルート、便数、ダイヤ等） ・ 利用促進策があるか （利用者に対する情報提供や IC カード等の設置について、自治体と連携して取り組む提案がされているか） ・ 提案内容に地域住民に対する配慮や利便性向上の提案がされているか	15
合計		100

- ・ 参加者が1者のみの場合は、配点合計が採択基準（60点以上）となった場合に限り、運行予定事業者として選定する。

【配点基準（30点（15点）満点）】

優れている	30（15）
やや優れている	24（12）
標準	18（9）
やや劣っている	12（6）
劣っている	6（3）

【配点基準（10点満点）】

優れている	10
やや優れている	8
標準	6
やや劣っている	4
劣っている	2